



未来を担うこどもたちのために

こども・子育ての 支援を拡大！

問合せ こども未来課こども福祉係 ☎ 35-4118

児童扶養手当 令和 6 年 11 月分から

所得制限限度額を緩和

【支給要件となる所得制限限度額】

扶養親族 等の人数	これまで		11 月分から	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
0 人	49 万円	192 万円	69 万円	208 万円
1 人	87 万円	230 万円	107 万円	246 万円
2 人	125 万円	268 万円	145 万円	284 万円
3 人	163 万円	306 万円	183 万円	322 万円
4 人以上	1 人につき 38 万円加算			

他の支給要件もありますので、新たに所得制限限度額内になった方は、お問い合わせください。

特別児童扶養手当

7 月から特別児童扶養手当証書が廃止になりました。受給証明書が必要な場合は、こども未来課こども福祉係に申請が必要です。証明書は北海道が発行し、後日郵送します。

第 3 子以降の加算額を変更

第 3 子以降の加算額が、第 2 子の加算額と同額になります。

項目	これまで	11 月分から
全部支給	6,450 円	10,750 円
一部支給	3,230 円～ 6,440 円	5,380 円～ 10,740 円

現況届の提出を忘れずに！

11 月以降の児童扶養手当と 8 月以降の特別児童扶養手当の受給要件を確認するため、提出が必要な方へ現況届を送付しています。期限までに提出がない場合、手当を受けることができなくなります。

提出期間

- 児童扶養手当 8 月 1 日(木)～ 30 日(金)
- 特別児童扶養手当 8 月 9 日(金)～ 9 月 11 日(水)

提出先

こども未来課こども福祉係、北村・栗沢両支所

児童手当 令和 6 年 10 月分から

支給対象・手当額などを拡大

【主な変更内容】

- 所得制限の撤廃
- 支給対象児童の年齢を「高校生年代までの児童（満 18 歳に達する日の属する年度末）」に延長
- 第 3 子以降の手当月額を 30,000 円に増額
- 第 3 子以降の算定に含める対象の年齢を「満 22 歳に達する日の属する年度末」に延長
- 支給回数を年 6 回に変更

項目		これまで	10 月分から
支給対象		中学校修了までの児童 (満 15 歳に達する日の属する年度末)	高校生年代までの児童 (満 18 歳に達する日の属する年度末)
所得制限		所得制限限度額以上、所得上限限度額以上あり	所得制限なし
手当月額	3 歳未満	15,000 円	第 1・2 子：15,000 円 第 3 子以降：30,000 円
	3 歳～ 小学校修了前	第 1・2 子：10,000 円 第 3 子以降：15,000 円	第 1・2 子：10,000 円 第 3 子以降：30,000 円 特例給付廃止
	中学生	10,000 円	
	高校生年代	支給なし	
		所得制限限度額以上（特例給付）：5,000 円 所得上限限度額以上：支給なし	
第 3 子の算定*		満 18 歳に達する日の属する年度末	満 22 歳に達する日の属する年度末
支給月		2・6・10 月【年 3 回】 (各前月までの 4 カ月分を支払い) 支払通知：送付あり	12・2・4・6・8・10 月【年 6 回】 (各前月までの 2 カ月分を支払い) 支払通知：送付なし

※同居・別居を問わず生計をひとつにしているこどもが対象。

【手続きが必要な方】

- 現在、所得上限限度額超過により支給を受けていない
- 現在、支給を受けていない高校生年代のこども（平成 18 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた方）のみを養育している

8 月下旬以降に案内文書を
送付します

- 大学生年代のこども（平成 14 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた方）がいて、年齢順にその子を 1 人目と数えた時、高校生年代以下のこどもが 3 人目以降となる

現在児童手当を受給している方へ、8 月下旬以降に案内文書を送付します

- 高校生年代のこどもの住民登録が市外にあり、住民票上で支給対象であることが確認できない

申請が必要となりますので
お問い合わせください

公務員は勤務先で
手続きが必要です。
詳しくは勤務先で
確認してください



子どもの医療費助成 令和 6 年 10 月から

所得制限を撤廃

所得にかかわらず、子どもの医療費助成を受給することができます。新たに助成を受けるには、事前に申請が必要です。

所得制限を超過している方と未申請の方へ、8 月中旬までに申請書を送付します。申請方法などは同封の案内文書を確認してください。

申請に必要なもの

- 申請書
- 対象となるこどもの健康保険証
- 生計維持者の所得と課税状況が確認できる書類（令和 6 年 1 月 1 日に岩見沢市に住民登録がない方のみ）

各制度の詳細や変更
点は、市ホームペ
ージをご覧ください



児童手当



ID：2426

児童扶養手当



ID：2457

特別児童扶養
手当



子どもの医療
費助成



ID：1393